

# 仕様書

## 1 事業名

令和8年度 BOATRACE 尼崎 夏季休暇集客事業（ファミリー層向け来場促進施策）

## 2 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで（原状回復期間等含む）

## 3 業務目的

Mooovi あまがさきがオープンしたことで、BOATRACE 尼崎がファミリーにとって楽しめる場所として浸透している。

これを機に、時季等に応じたファミリー層に好まれるイベントを場内で展開することで、BOATRACE 尼崎へ遊びに行けば、「Mooovi あまがさきも」「時季等イベントも」楽しめる場所として、お出かけ先の選択肢の一つとなれるようさらなる「認知の拡大」を図り、そして、「ファミリー層来場の定着化」と「地域に開かれた施設」を目指していくことを目的としている。

### 【子どもの参加目標人数】

当該イベント期間中に来場する子どもの人数については、以下を目標値とする。

44日間の子どもの参加目標人数（予約コーナーのみ）：20,000人以上

20,000人以上の積算方法は、1クール定員120人以上を基に、平日4クール（480人）×35日間および日曜・祝日5クール（600人）×9日間で算出した22,200人に、参加率90%を乗じて積算したもの（22,200人×90%=19,980人）。

## 4 業務内容及び企画条件等

「3 業務目的」を踏まえ、幼児から小学生を対象とした場内イベント及びそれに付随する業務を以下の項目に沿って提案すること。本イベントの総称は、【BOATRACE 尼崎 ウォーターパーク2026】とする。なお、雨天・荒天時の場合における代替提案も記載すること。代替提案の項目は、下記「(1)水遊びイベント」、「(6)独自提案」とする（「(6) 独自提案」においては、屋外で実施する提案をする場合）。

### (1) 水遊びイベント

#### ① 企画条件等

下記「② 実施日」の全日において、芝生広場及び芝生広場付近で水遊びができる空間を整え、当該空間の管理運営を行うこと。詳細な条件は以下のとおり。

ア 巨大ビニールプールを設置するなど BOATRACE 尼崎に来場したことのないファミリー層の来場のきっかけとなるインパクトのある水遊び空間を提案すること。企画提案にあたっては、巨大ビニールプールにこだわる必要はなく、大きさが中程度のプールを複数設置する対応も可とする。なお、ボールプールなど比較的低年齢の子どもが楽しめるゾーンの設置も提案に含めること。

イ 「ア」と併せて、アクアチューブ・ハムスターボールなどを活用したアクティブ体験ができるプール及び乳幼児用のプールの提案も可とする。

ただし、順番待ちを要する体験については、回転の速いコンテンツを提案すること。

ウ 「ア」・「イ」の管理運営にあたり、塩素消毒、水の入替え、浮遊物、ゴミといった衛生面で来場者に不快感等を与えることのないよう必要な措置を講じること。また、保健所等への必要な届出、確認を行うこと。

エ 更衣室を芝生広場付近に設置（更衣室内は、お客様が更衣し易い空間（床に敷物を敷く、スポットクーラーの設置等）を整えること）すること。なお、テント式の更衣室を提案する場合は、風の影響により中が見えないよう対策すること。

オ 混雑時の対応（整理券の配布など）や冷風機の設置なども提案すること。

カ 下記「② 実施日」の全日において、怪我・熱中症などの応急処置対応のため、看護師を配置すること。

キ イベント実施によりゴムチップが減少した場合は、受託者は、委託者が示す方法によりゴムチップの補充を行うこと。なお、補充にあたっては、在庫使用分についても補充の対象とし、原則として委託者が保有する在庫を使用するものとする。ただし、当該在庫で不足する場合の補充については、委託者が指定する業者から購入のうえ補充すること。

イベント実施により受託者の故意又は過失で施設が変形した場合は、事業者の負担により現状復旧すること。

ク 実施にあたっては、多くのお客様にご利用いただきたいことから、時間制（クール制）を採用すること。1クールの定員は120名以上（子どものみの人数）とすること。

ケ 炎天下において、来場者が長時間待機することのないよう、WEBによる事前抽選を用いた予約制を採用すること。なお、予約システムの導入にあたっては、来場者が予約およびキャンセルを簡潔に行える仕様とすること。また、より多くの来場者が利用できるよう、キャンセルが発生した場合には、当該状況が即時に反映されるシステムとすること。

加えて、利便性向上の観点から、LINEを活用した予約が可能なシステムであることが望ましい。

コ 各クールの予約数に対して、実利用数に差がある場合（例：1クールの予約数120名に対し、実際の利用が90名だった場合等）は、その差を埋める対策を必ず提案すること。

サ 予約を確保できなかった来場者を含め、来場者が自由に利用できる水遊び空間を設けること。また、予約不要エリアについては、規模の拡充および内容の充実を図り、ファミリー層が長時間滞在・利用できる環境を整備すること。

シ 水遊びイベントは、一つの空間として演出したいことから、単にカラーコーンでの規制や無地のテント設置ではなく工夫を凝らした提案をすること。

ス 9号館軒下の空きスペースを活用し、飲食スペースを設置すること。また、飲食スペースの設置および運営に必要な備品については、受託者が用意すること。

## ② 実施日

令和8年7月18日～同年8月30日までのうち、以下の計44日間とする。

ア 尼崎市主催レース【計22日間】

- ・令和8年7月18日【1日間】※レース開催日は7月13日～7月18日
- ・令和8年7月22日～7月26日【5日間】
- ・令和8年7月31日～8月4日【5日間】
- ・令和8年8月17日～8月21日【5日間】
- ・令和8年8月24日～8月30日【6日間】

イ 伊丹市主催レース【計6日間】

- ・令和8年8月9日～8月14日【6日間】

ウ 非開催日（尼崎市所管）【計16日間】

- ・令和8年7月19日、20日、21日、27日、28日、29日、30日、8月5日、6日、7日、8日、15日、16日、22日、23日、30日【16日間】※8月8日の伊丹市主催レース前検日も尼崎市非開催分とする。

③ 実施場所

BOATRACE 尼崎場内の芝生広場及びその付近

(2) 飲食ブースやフードカーの設置

ジェラート、アイスクレップ、かき氷など季節感を考慮した飲食物（主に子ども向け）を提供する飲食ブースまたはフードカーを2店舗以上設置すること。なお、場内売店等で販売する商品と重複しないよう、メニューに配慮すること（アルコール類の提供は不可）。また、非開催日はスタンド内の飲食店が営業していないことから、開催日設置分に加えて、主食を中心とした飲食ブースまたはフードカーを設置すること。

ア 実施日

上記(1)「② 実施日」の日程のうち、以下の日は設置を必須とする。

- ・「ア 尼崎市主催レース」及び「イ 伊丹市主催レース」期間中
- ・「ウ 非開催日（尼崎市所管）」

なお、上記以外で販売することにより集客が見込める日があると想定できる場合は、設置日を記載した上で提案に含めることは可とする。

イ 実施場所

BOATRACE 尼崎場内の芝生広場及びその付近

ウ 留意事項

(3) 広報宣伝業務（道意線沿い工事中仮囲板カッティングシート）

ア 内容

「BOATRACE 尼崎ウォーターパーク 2026」に係るカッティングシートを製作し、道意線沿いの工事中仮囲板に貼り付けること。なお、サイズについては工事中仮囲板一面を使用したデザインとし、通行している方にインパクトを与える内容とすること。詳細な内容については、別途、委託者と協議のうえ決定すること。

イ 設置・撤去時期

設置及び撤去時期、詳細な設置場所は別途、委託者と調整すること。

※ 当該イベント期間内に他のイベントが組み込まれる可能性を考慮すると。

(4) 広報宣伝業務（チラシ制作）

① 内容

本業務の告知を目的としたチラシを制作すること。広告イメージはできる限り具体的に示すこと。

② 仕様及び部数

【チラシ】

仕 様：サイズ A4 /コート紙/両面カラー

部 数：10,000 部

納品場所：BOATRACE 尼崎（約 3,400 部）

※上記部数の内、1,500 部は 2 つ折りで納品すること。

委託者が指定する私立幼児教育施設（47 カ所（約 6,600 部））

※私立幼児教育施設への納品は郵送とする。なお、送付部数等の詳細は参加表明後に別途資料を提供する。

③ 納期

令和 8 年 6 月中旬頃

④ 納品場所

BOATRACE 尼崎

- ⑤ 「(1) 水遊びイベント」-「(2) 実施日」の期間中、別業務のファミリー層イベントを場内において実施予定であり、チラシ制作内に当該イベントの内容を含める場合があることを留意しておくこと。詳細は、契約締結後、尼崎市及び伊丹市と調整するものとする。

(5) 広報宣伝業務（デジタルサイネージ用データ・HP 用バナーの製作）

① 内容

本業務の告知を目的としたデジタルサイネージ用データ・HP 用バナーを制作すること。広告イメージはできる限り具体的に示すこと。

② サイズ

デジタルサイネージ用データ 1080×1920

HP 用バナー 1200×160・359×48・384×240・320×200・327×80 の計 5 種類

③ 納期

令和 8 年 6 月中旬頃

- ④ 「(1) 水遊びイベント」-「(2) 実施日」の期間中、別業務のファミリー層イベントを場内において実施予定であり、サイネージ内に当該イベントの内容を含める場合があることを留意しておくこと。詳細は、契約締結後、尼崎市及び伊丹市と調整するものとする。

(6) 独自提案

「BOATRACE 尼崎場内の芝生広場及びその付近」で実施する上記「(1) 水遊びイベント」において、芝生広場及びその付近の空いたスペースを活用したファミリー層の来場促進を図ることができる内容があれば積極的に行うこと。

## 5 その他留意事項

- (1) 企画を立てるにあたっては、「3 業務目的」の主旨を土台とし、これまで実施してきた当該夏季休暇集客事業イベントにこだわることなく、常に新しい視点や話題性づくりの観点（ファミリー層に刺さる内容）で立案すること。
- (2) トラブル防止の対応及びトラブル発生時の対応について企画提案書に記載すること。  
また、トラブルに対応するスタッフの配置及び連絡体制についても企画提案書に記載すること。【トラブル事例】喧嘩、体調不良者、簡易なケガ、クレーム、事故発生
- (3) イベント実施日は、統括できる者を配置すること。
- (4) 企画提案書には、各業務のスケジュールを表形式にして体系的に落とし込んだものを含めるとともに、どのような体制で行うかなどについて示すこと。

- (5) BOATRACE 尼崎場内に設置されているもの等を活用する場合、いずれも現状復旧できる方法でイベントを実施すること。
- (6) 不測の事態によるイベント中止も想定されるため、企画提案書にはキャンセルポリシーを明記すること。
- (7) ホームページ、ブログ、その他 SNS 類の開設による広報は、BOATRACE 尼崎公式ホームページ及び各種 SNS アカウントとの混同や、イメージコンセプトの乱れを招く恐れがあるので、提案には含めないこと。ただし、上記媒体へ誘導するような広告媒体の提案（ホームページ、各種 SNS の紹介等）まで拒むものではない。
- (8) 広告内容については、公序良俗に関連する法令、その他各広告媒体を管理する者が定めた掲載ルール等を遵守するとともに、掲載する媒体や目にする対象者を考慮し、不快の念を抱いたり、青少年の健全育成などにとって好ましくない内容については厳に慎むこと。
- (9) 企画提案にあたっては、事業者の過去の成果物や受託実績、自社の持つ強みやノウハウを最大限に発揮すること。また、そのために本仕様に定める範囲以上の効果的な広告手法を必要とする場合、その他コンセプトの実現のためにさらなる効果的な手法がある場合は、その旨を明確に示した上で提案すること。
- (10) 業務内容に備え、イベント保険に加入すること。
- (11) イベント実施日中、お客様満足を図るアンケートを取ること。アンケートの内容は、契約締結後、尼崎市、伊丹市及び受託者で協議し決定する。なお、お客様が積極的にアンケートに回答してもらえらる工夫を凝らすこと（例：アンケート回答者には、委託者が用意するギフトポイントやお菓子プレゼント等）。
- (12) 業務に必要となる備品については、受託者で必ず用意すること。
- (13) 「4 業務内容及び企画条件等」の実施にあたり、お客様からの問い合わせやイベント実施対応できる研修実施やマニュアル整備（荒天時の対応）等体制を整えておくこと。
- (14) 非開催日において、地域開放デーを1日設けること。なお、実施日程については委託者と協議のうえ決定すること。
- (15) 8月28日、29日は奄美物産展が開催されるため、控室の変更が生じる可能性があることに留意すること。

## **6 業務報告**

実施内容について、業務完了後、速やかに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書については、定量データ、定性データを用いて作成すること。

## **7 法律の厳守等**

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、尼崎市及び伊丹市の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を尼崎市及び伊丹市の許可なく使用又は、利用してはならない。

- (4) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び尼崎市、伊丹市の指示に従いながら進める。

## **8 再委託について**

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に尼崎市及び伊丹市の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、尼崎市及び伊丹市に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、尼崎市及び伊丹市に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## **9 遵守事項**

- (1) 本委託業務の受託に係る関係者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に掲載前の広告内容の秘密保持については細心の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に記載されているものの他、法令等を遵守して業務を実施すること。特に、制作物については、昨今、著作権等の侵害が社会問題となっているため、その社会的影響も考慮する中で、再委託する場合は、当該事業者への徹底も含め、その侵害の予防については万全の注意を払うこと。
- (3) 上記法令違反等があった場合は、その責任はすべて受託者に帰属するとともに、今後尼崎市及び伊丹市への企画提案の資格を失う場合があることに留意すること。

## **10 支払条件**

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

## **11 問い合わせ先**

電話 06-6419-3181

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課 石原・井ノ上

アドレス：[ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp)

伊丹市ボートレース事業局 事業課 小寺・今中

アドレス：[b-jigyo@city.itami.lg.jp](mailto:b-jigyo@city.itami.lg.jp)

以 上